

駐車許可証のしおり

駐車許可証については、車両ごとに日時・場所等を特定して駐車の許可をしています。

遵守事項に従わない駐車については、取締りの対象となりますので、しおりを十分に確認してから駐車してください。

滋 賀 県 警 察

【令和元年9月作成】

1 許可証使用にあたっての留意事項

次に示す内容を守らなかった場合や、許可証を不正に使用した場合は、許可証の返納を命ぜられることがあります

- (1) 現場において警察官等の指示があったときは、これに従って下さい。
- (2) 許可証を他人に譲渡したり、貸与することは絶対にしないで下さい。
- (3) 許可証を紛失したときは、速やかに最寄りの警察署に届け出て下さい。

※ 偽造・変造した許可証の使用は、刑罰法令に抵触します。

許可内容を書き換えたり、許可証をコピーする等の行為は、絶対にしないで下さい。

2 許可証使用時の遵守事項

遵守事項に従わない駐車は、取締りの対象となります。

【遵守事項】

- (1) 申請（許可）理由以外には使用しないこと。
- (2) 駐停車禁止場所には駐（停）車しないこと。
- (3) 法定の駐車禁止場所、無余地となる場所には駐車しないこと。
- (4) 駐車の方法に従わない駐車をしないこと。
- (5) 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出すること。

3 駐車・停車に関する交通ルール

駐車許可は、車両ごとに日時・場所等を特定して駐車の許可をしていますが、許可を受けた場所の交通状況によっては、予定していた場所を多少変更して駐車しなければいけない状況も考えられます。

そのような場合は、遵守事項(2)(3)(4)を踏まえて駐車場所を選択する必要があり、更に、駐車によって交通に危険を生じたり、交通を著しく阻害するような場所への駐車はできません。

次の交通ルールを十分に理解してから駐車して下さい。

駐停車禁止場所（道路交通法第44条参照）

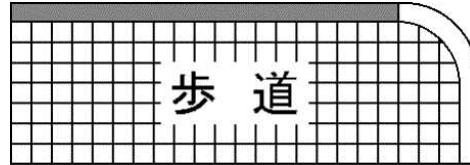
1 指定駐停車禁止場所

指定駐停車禁止場所は、道路標識・道路標示により駐停車が禁止されている道路の部分です。
駐停車禁止場所を表示する道路標識・道路標示は次のようなものです。

駐停車禁止標識



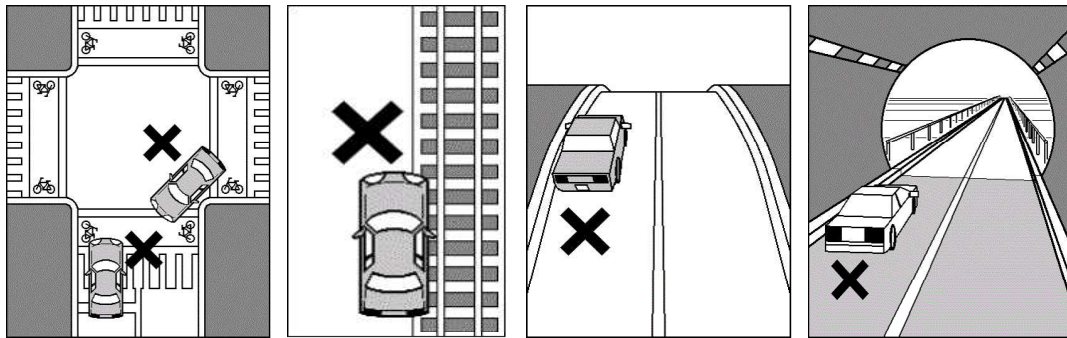
駐停車禁止標示（黄色の実線）



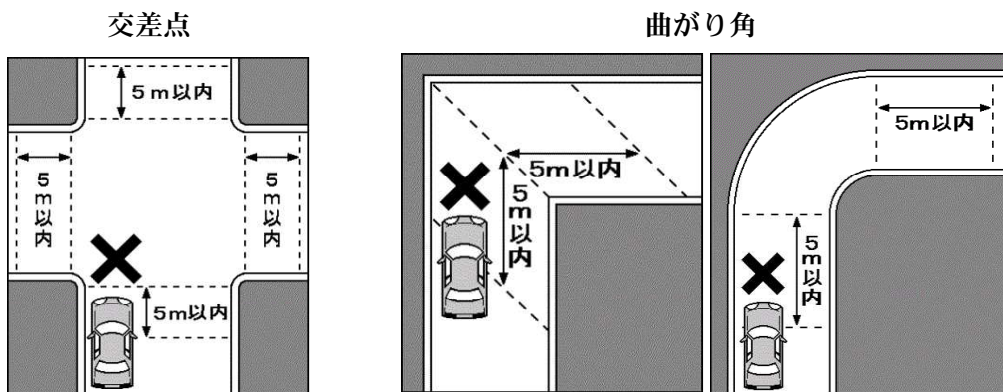
2 法定駐停車禁止場所

法定駐停車禁止場所は、道路交通法第44条の各号に掲げられた駐停車が禁止されている道路の部分で、以下の(1)～(6)のとおりです。

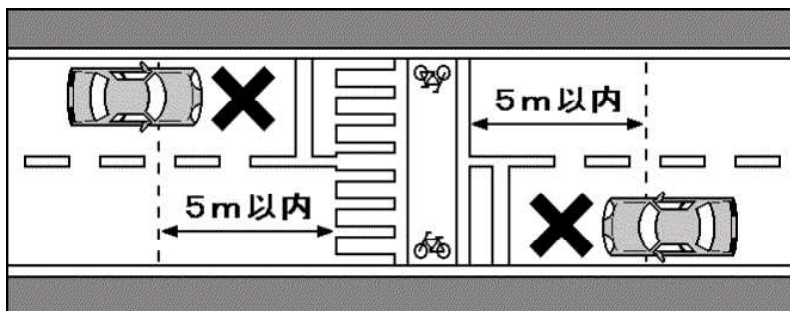
(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル



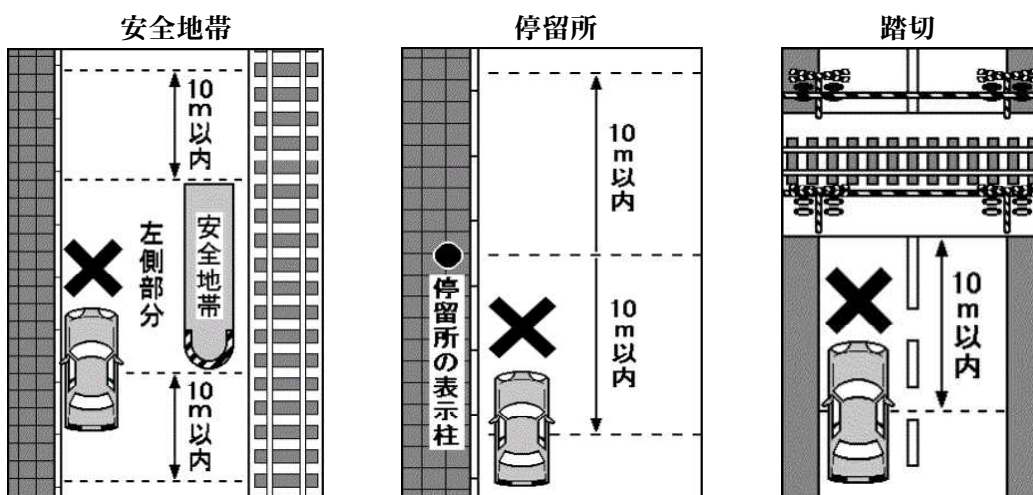
(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分



- (3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5 m以内の部分



- (4) 安全地帯の左側の部分と、当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10 m以内の部分
 (5) バス、路面電車の停留所の標示柱（標示板）から10 m以内の部分
 (6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10 m以内の部分



駐車禁止場所（道路交通法第45条第1項参照）

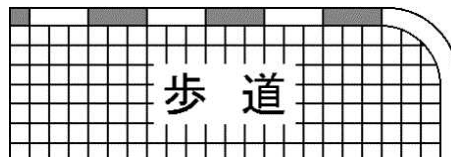
1 指定駐車禁止場所

指定駐車禁止場所は、道路標識・道路標示により駐車が禁止されている道路の部分です。
駐車禁止場所を表示する道路標識・道路標示は次のようなものです。

駐車禁止標識



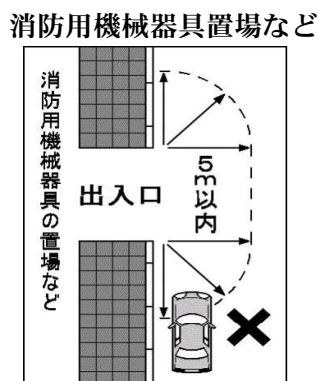
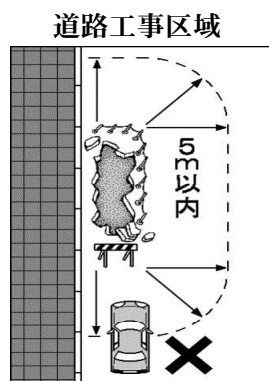
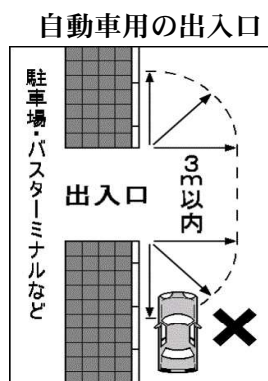
駐車禁止標示（黄色の実線）



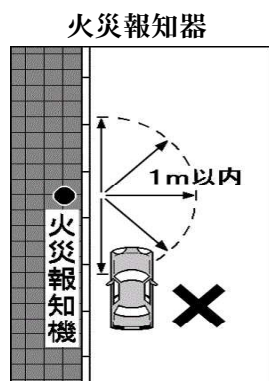
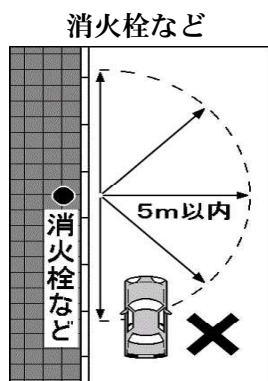
2 法定駐車禁止場所

法定駐車禁止場所は、道路交通法第45条第1項の各号に掲げられてた駐車が禁止されている道路の部分で、以下の(1)～(5)のとおりです。

- (1) 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3 m以内の部分
- (2) 道路工事区域の側端から5 m以内の部分
- (3) 消防用機械器具置場や消防用防火水槽の側端又はその出入口から5 m以内の部分

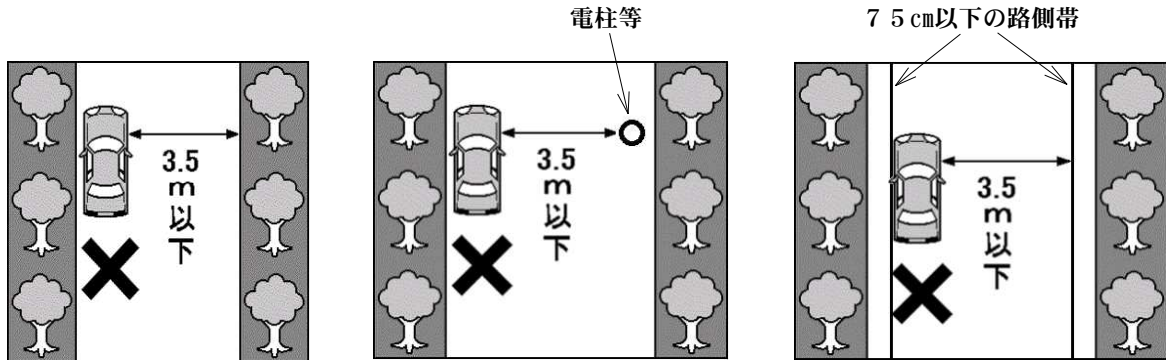


- (4) 消火栓や指定消防水利の標識及び消防用防火水槽の吸水口や吸管投入孔から5 m以内の部分
- (5) 火災報知器から1 m以内の部分



無余地場所違反（道路交通法第45条第2項参照）

無余地場所とは、道路の左側端に沿う等正しい方法（道交法第47条第2項又は第3項に定める駐車の方法）により駐車する場合に、車両の右側の道路上に3.5m以上の余地がなくなる場所のことを言い、無余地場所では駐車が禁止されています。



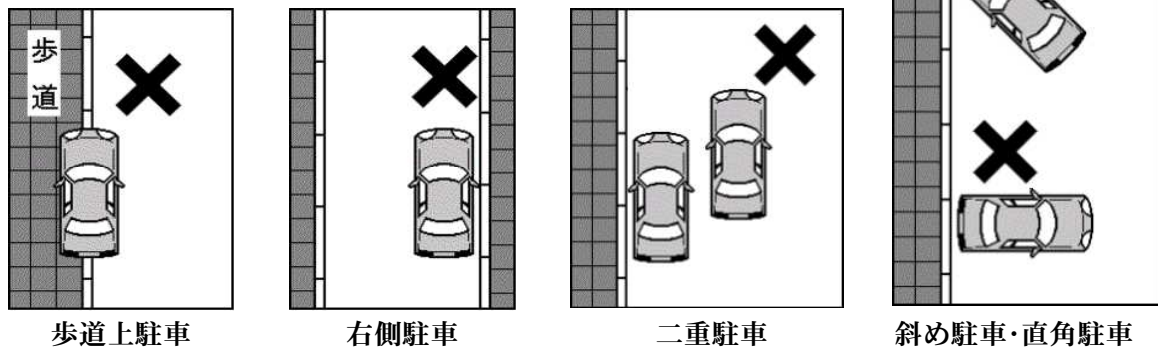
駐車方法違反（道路交通法第47条・第48条参照）

1 左側端に沿わない・交通妨害（道交法第47条第2項）

駐車する時は、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨げとならないようにしなければなりません。

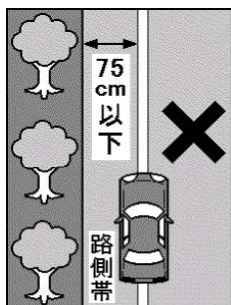
「道路の左側端に沿う」とは、道路の左端に寄り、進行方向に向かい、かつ、道路と併行してということです。

したがって、歩道上駐車、右側駐車、二重駐車、斜め駐車、直角駐車などは違反になります。



2 路側帯設置場所で法定方法に従わない・交通妨害（道交法第47条第3項）

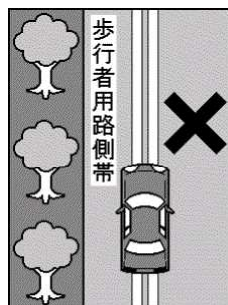
- (1) 幅75cm以下の路側帯、駐停車禁止路側帯（実線と破線2本）、歩行者用路側帯（実線2本）が設けられている場所では、これらの路側帯に入って駐停車することはできません。



幅75cm以下の路側帯

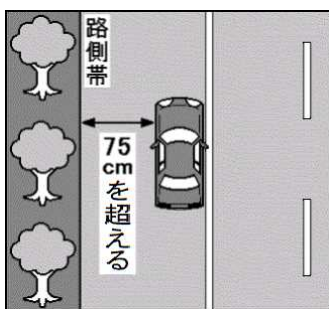
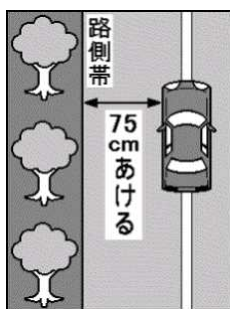


駐停車禁止路側帯



歩行者用路側帯

- (2) 幅75cm以上の広い路側帯が設けられている場所では、路側帯に入って駐車することができますが、この場合、車両の左側に75cmの余地をあげなければなりません。



※ 路側帯に車両の全部が入り、その左側に75cmを超える余地がある場合は、車両の右側を路側帯標示に沿って駐車して下さい。

3 指定方法に従わない（道交法第48条）

道路標識・道路標示により駐停車の方法が指定されているときは、道交法47条に定められた駐停車の方法によることなく、道路標識・標示によって指定された方法により駐停車しなければなりません。

駐車の方法を指定する道路標識には、次のようなものがあります。



平行駐車



直角駐車

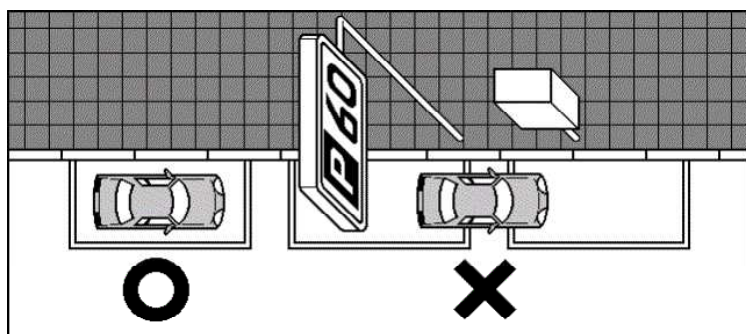


斜め駐車

時間制限駐車区間（道路交通法第49条参照）

時間制限駐車区間において車両を駐車するときは、道路標示により指定された道路の部分・方法により駐停車しなければなりません。（駐車枠の中に平行に駐車して下さい。）

時間制限駐車区間における駐車許可を受けている場合は、「駐車許可証」を掲出すれば、パーキングメーターの作動・パーキングチケットの発給の必要はありませんが、他の利用者の妨げにならないように、できる限り短時間の利用をお願いします。



高速道路等における駐停車違反（道路交通法第75条の8第1項参照）

高速自動車国道や自動車専用道路においては、サービスエリアの駐車枠に駐停車する場合や、故障等によりやむを得ず十分な幅員がある路肩に駐停車する場合などを除いて、駐停車することが禁止されています。

